

令和7年11月14日

松阪市議会議長

濱口 高志 様

海住恒幸

## 研修参加報告書

研修会 決算フォローアップセミナー  
「決算を予算に活かすには～令和6年度決算審議を経て～」  
主催 ローカル・マニフェスト（LM）推進連盟  
期日 令和7年10月31日（金） 13時～16時30分  
会場 開催地 東京都国立市内（在宅でのオンライン参加）

### <内容> 3氏の講演

●江藤俊昭氏（大正大学地域創生学部公共政策学科教授）

- ① 住民の福祉向上につなぐ、1年間の議会運営サイクルを確立すること。そのためには決算を重視した議会になること
- ② 「財政を縛る議論」から政策提言に繋げること
- ③ 中長期的な展望を持った議論をすること
- ④ 決算にあたって重要なのは、決算書はなくても、6月にはおよその内容は予測可能なはずだ。そこで6月の時点では議会として論点を予測し絞るなど準備する作業に入ること

●川上文浩氏（可児市議会議長・LM推進連盟共同代表）

決算審議のうち、特に、予算決算常任委員会を中心とした決算審査と、そこを起点とした議会の運営について、可児市議会での取り組み事例を紹介する内容だった。

●子籠敏人氏（あきる野市議会議員・市監査委員、LM推進連盟共同代表）

「監査を決算に活かそう～東京都あきる野市の取組から～」

決算審査意見書を確認すること、執行率の低いものに着目すること等、決算審査に臨むに当たって必要な方法を伝授した。

以下、可児市議会の川上文浩議長の講演の内容を踏まえた同市議会の決算審議の概略について紙数を割くことで報告したい。

## 可児市議会の決算審議

### ～決算審査を中心とした政策提言づくりへの取り組み～

決算の審議課程の中の予算決算常任委員会の審査は、決算を次年度の当初予算につなげる「政策提言」をまとめていく場として機能するように想定されている。そのため、会期前の準備期間を含めると非常に長い日程が確保されていることになる。

決算の審議において欠かせないのは、執行部に提出させる「重点事業」点検項目である。それについては3日間、詳細に説明を求めるとしている。「説明」のために執行部に出席を求める会議と、議員間討議のために執行部に出席を求める会議とをかなり明確に区分している点も目を引く。

決算審議の中心となる審査を行なうのは予算決算常任委員会である。議員間の討議を中心にまとめていく「政策提言案」を作成するのは、予算決算常任委員会の3つの分科会（所管事項別の常任委員会を単位）である。

同委員会では「徹底的な議員間討議を行う。それなくして政策提言をまとめるのは不可能」と、川上議長は言う。分科会のことを言うのだろう。議員間討議を中心に運営されている。事前通告制による質疑は、討議につながらない内容と委員長が判断すれば質疑が認められないとしている。限られた委員会（分科会）の時間でムダな質問を認めるような暇はないということだろうか。討議につなげるための質疑という位置付けであることは重要なことと押さえておきたい。

実際に審査の基となる資料（重点事業点検項目）の公表と説明、質疑、討議、「政策提言のまとめ」というプロセスを理解する必要がある。そこで、可児市議会ホームページに公表されている会期日程に、本研修で聴いた事柄を加え、決算審議（審査を中心に）会期前からの議会スケジュールに特徴的な事項を書き加えた一覧に近い形で文書を整理したのでご参照いただきたい。

しかし、実際の運用についてはこれを作成しながらも不明な点はある。そのためには、可児市議会に照会するなど、一つひとつについて詳細なヒヤリングが必要となるが、この報告書ではそこまでの作業を踏まえていない点をご容赦いただきたい。

# 可児市議会（定数22）令和6年8・9月定例会の審議日程

## ＜6月から決算審議の準備に＞

可児市議会の令和5年度決算審議を令和6年の議会の日程を後追いする。

同市議会が、前年度決算を審議するのは8・9月定例会で、開会は8月21日である。しかし、6月には決算の内容を想定して準備に入るということである。

6月の時点でどのような準備を行なっているかは確認していない。それでも、7月に常設型の予算決算常任委員会の委員長が、実際の決算審査において執行部に説明を求める必要があるとする事業について財政課長と協議して決定している点を考えると、決算審議の要諦は事前に想定していることが考えられる。

7月31日に全員協議会を開催し、「説明対象事業の一覧」を議員に公表させている。このことから予算決算の委員会が常任の委員会としてかなり早い時期から決算審査に取り組むための下準備の存在が窺い知るのである。

なお、8・9月定例会の開会は8月21日であるが、開会日よりはるかに早く代表質問、一般質問ともに通告を受け付け締め切る。ここにおける代表質問が何を指すものであるかは別途確認を要する。

## ＜決算審査の流れ＞

次に、審議の中心となる決算審査の流れについてである。

同市議会の予算決算常任委員会は20人の議員で構成している。定数22人の議会であるので議長と監査委員を除いた構成であると推測する。決算審査においては、予算決算常任委員会の下に、総務企画、建設市民、教育福祉の3つの常任委員会が分科会として置かれている。

執行部は、決算書、歳入歳出実績報告書とは別に「**重点事業点検報告書**」（説明対象事業）を議会に提出している（7月31日）。報告書に掲載されていない事業についても説明を求める場合は、7月31日から8月5日までに説明要望をメールで提出する。どの事業の説明が必要かどうかを判断できるよう、6月から準備をしていることが大前提である。

こうした流れを踏まえて、8月21、22、23日に、予算決算委員会の3分科会で順次説明がある。委員会での質疑は通告制で、通告は27日に締め切られる。その質問が質疑として相応しいかどうかの判断を、「討論に付すべき内容か」「執行部への提言に結びつく内容であるか」を基準に、委員長と副委員長においてなされ、質疑を認めるかどうかの結果は30日に通知される。質疑は9月6日、9日の分科会で行われる。

## 【可児市議会の決算審議スケジュール】

### 下準備

#### 定例会開会前（ウラ作業）

< 6 月 >

決算を想定し準備に入る。

< 7 月 >

常設の予算決算委員会委員長が、「重点事業」以外の事業で説明を求める必要があると判断した事業について財政課長とも協議し決定。

3 1 日 全員協議会で「**重点事業点検報告書**」（説明対象事業の一覧）を提示。他に説明対象としている事業については、その旨を事務局にメールで提出（7月 3 1 日～8月 5 日）して求めることができるが、可否については委員長判断となる。説明を求めるることは質疑の実施と一体であるとの理解でよいか、確認が必要である。

### 通 告

#### 定例会開会前（オモテの準備）

< 8 月 >

8 日 代表質問の通告受付開始 代表質問とは本会議におけるそれか、委員会代表質問のことか、確認をしたい。

9 日 一般質問の通告受付開始

1 4 日 請願・陳情の受け付けの締切り

1 5 日 代表質問・一般質問通告の締切り

通告一覧表公表

1 6 日 議運、全員協議会

1 9 日 決算書など議案の配布

## 説 明

### 定例会本番

- 21日 定例会開会。議案提案・質疑？・付託  
予算決算委員会（補正予算）  
(決算=総務企画所管) 決算説明等
- 22日 予算決算委員会（決算=建設市民所管、教育福祉所管）決算説明等
- 23日 予算決算委員会 決算説明等
- 27日 決算質疑締切り 本会議質疑は有るのか？
- 28日 議案質疑、委員会質疑締切り
- 30日 決算質疑の取りまとめを通知=決算分科会での質疑の可否を委員長が判断するということか、確認をしたい。

<9月>

- 3日 一般質問
- 4日 一般質問  
議案質疑、付託=本会議での質疑は決算委員会の分科会での質疑の通告とはまったく別ものと理解してよいのか確認をしたい。

## 委員会

### 6日 予算決算委員会での質疑・審査・政策提言

- 予算決算委員会（総務企画所管、市民文化部、建設部）  
→質疑。質疑終了し、執行部退席ののち、政策提言を行う項目を洗い出すため委員が自由討議を実施。予算決算委員長・副委員長は、意見を所管ごとに分類、分科会に向けた論点整理を行う。

### 9日 予算決算委員会（水道部、教育福祉所管）

- 質疑と自由討議  
質疑が終了し、執行部退席ののち、政策提言を行う項目を洗い出すため委員が自由討議を実施。予算決算委員長・副委員長は、意見を所管ごとに分類、分科会に向けた論点整理を行う。

## 分科会

### 分科会（政策提言案のまとめ）

10日 総務企画委員会

予算決算委員会分科会（総務企画） 政策提言案作成（総務企画所管）

11日 建設市民委員会

予算決算委員会分科会（建設市民） 政策提言案作成（建設市民所管）

12日 教育福祉委員会

予算決算委員会分科会（教育福祉） 政策提言案作成（教育福祉所管）

## 委員会

17日 予算決算委員会 最終日（討論・採決・政策提言の取りまとめ）

出席は議員のみ。政策提言案に対して自由討議を行い、政策提言をまとめる。政策提言は全会一致のもののみ採用する。

18日 討論締切り

19日 討論締切り

## 本会議

25日 本会議（委員長報告、討論、採決、閉会）

委員長報告は、質疑応答よりも討論を中心にまとめる

# 所感

以上、概観したように決算の審議は、6月から始まる、常任であろう予算決算委員会の審査を中心とするものである。そこでは、委員長の強いリーダーシップが働いている。委員会（実際は分科会と見受けられる）での質疑を事前通告しても委員長の判断で質疑が認められない場合があるなど、委員長権限によるところの采配は大きい。討議につながる論点を見いだすための質疑であることをその役割としているためだ。決算書に出てくる数字の確認のようなことは議案精読の際、自ら確認しておけば済む。政策提言をまとめていくためのプロセス（報告書→説明→質疑→討議→まとめ）の中に質疑は位置付けられ、質疑よりも議員間の討議を中心に審査し、まとめられた政策提言を翌年度の当初予算に反映させていくための決算審議を議会としての取り組み方を体系化した好事例である。

松阪市議会の決算審議は、本会議における質疑、委員会（分科会）における質疑とも自由ではあるが、議会全体、分科会全体、決算調査特別委員会全体に共有される論点のまとめには至らず、質疑と討議、討論がつながっていないのが実情である。可児市議会の事例に見習わなければならないことが多すぎる。それくらい、可児市議会の決算審議の方法は意義ある内容である。

ただ、逆に、議員個人や会派の質疑や討論は、全く議員個人、会派だけに自己完結してしまい、議会全体の中ではどのような位置付けになっているのだろうか。そのところも知りたい。

今回のリモート受講においてもこの流れについては確認のための質問（発言）はさせていただいた。しかし、限られた時間の中では個々の確認は控えた。詳細については可児市議会を訪れてでも確認したいと思っている。 以上